

A・T・グルンフェルド著

『現代チベットへの歩み』

A. Tom Grunfeld, *The Making of Modern Tibet*, ロンドン, Zed Books, 1987年, 277ページ

八 卷 佳 子

I

本書は、現代世界のなかでいまだに冒険と放浪の地と
か、独特の風俗に対する好奇心の対象といった目でとら
えられがちなチベットを、歴史的事実として、また強国
のはざまでもゆれ動く民族の運命と社会的変容を、歴史学
者の目で描きだした好著である。著者はカナダ出身、ロ
ンドン大学アジア・アフリカ学院とニューヨーク大学に
学び、現在ニューヨーク州立大学歴史学助教授。 *China
Quarterly, Bulletin of Concerned Asian Scholars* 等
に論文を発表している。本書はロンドン、 ニューヨー
ク、ボンベイの3カ所で発行された。次に本書の構成を
紹介する。

序文

- 第1章 昔のチベット
- 第2章 初期の歴史
- 第3章 初期の外国との接触
- 第4章 近代
- 第5章 諸外国の陰謀 I
- 第6章 1950年代：ハネムーン
- 第7章 1950年代：反乱
- 第8章 諸外国の陰謀 II
- 第9章 1959年以後のチベット
- 第10章 チベット人の離散
- 第11章 最近の状況

付録A：チベットの人口

付録B：独立

序文に著者は、1950年に中国はチベットを侵略したと
の立場と、中国人民解放軍がチベットを解放したとの2
つの立場の長い対立のいずれにも加担せず「公平かつ冷
静な」立場から資料の収集と調査を重ねたとつけ加えて
いる。

第1章。中華人民共和国下での改革以前のチベットに
ついて、その社会構造、上層エリート、庶民、教育、遊
牧民、婦人と婚姻、衛生、犯罪と懲罰、宗教、寺院の10
項目について概述する。1950年以前の社会構造を封建社
会と定義し、59年の動乱がチベット特有の社会的規範を
完全につき崩したとする。改革前のチベットでは上層エ
リートは荘園領主・農奴主であり、大貴族社会を形成し
ていた。荘園形態は、寺院荘園、貴族荘園、政府荘園の
3形態であり、領主は世襲制でありまた政府高官の地位
を独占し、農奴に対する賦税・労役を管理した。チベッ
トの政体は政教合一制度を特徴とし、僧官・俗官の官僚
層の上にダライラマが君臨した。庶民は納税負担者であ
る農民、牧民であり、糧穀、バター、毛織物、乾草、肉
など多種類を物納するほか兵役、労役のさまざまな無償
労働が課せられた。また婦人の社会的地位と婚姻の特
徴、罰則の苛酷さなどを述べるが、著者は、チベットが
桃源境でも人間地獄でもなく、20世紀後半の中世社会だ
ったという。

第2章。チベットに初期の政治の実体が確認されるの
は570年頃とする。以後19世紀後半までの長い歴史を簡
潔に辿る。初期、唐王朝から文成公主を迎え唐とチベッ
トは叔父と甥の関係になる。文成公主によりもたらされ
た仏教はチベットで独自の成長をとげる。13世紀、モン
ゴル王朝の統治に帰属し、中央王朝との関係は法王と施
主の関係となった(注1)。15世紀には仏教改革が起こり、
新興の黄教派が優勢となり、高僧ツォンカパの弟子でタ
シルンポ寺の創建者のゲントンギャツォが第1世活仏と
なって以来、転世活仏制度が採用され、第2世がダライ
ラマの称号(モンゴル語で大海、大湖の意)を賜り、以
来現14世につづいている。だが転世活仏探しは権力に利
用され、中央はチベットに派兵し、清代1709年ラサに西
蔵弁事機構管理事務が設置され、1726年駐蔵大臣制度が
これに代わった。さらにグルカ兵のチベット侵略を抑え
るべく援軍が送られるや駐蔵大臣の権限は一層強まり、
ダライ、パンチェン両ラマと同等の地位となり、外交、
財務、貿易事務を掌握した。中央は金瓶を下附し、駐蔵
大臣が転世活仏を選定し中央が批准する方式も1793年に
確立したのであった。著者はチベットの歴史的孤立の継
続は有害だったが、北京とチベットの両者にとって、
帝国主義の侵略を防ぎえたし、北京はチベットを独占的
に統治しつづけることができた、という。

第3章。カトリック宣教師のチベット入りを別とし
て、「侵入」の形をとったのはイギリスである。18世紀
イギリスはチベット経由で中国との貿易を望んだが北京

は拒否しつづけたので、インド測量局員を訓練し僧や商人に変装させてチベットを秘かに測量した。ロシア、スウェーデン、フランス、ドイツ、アメリカがこれにつづいた。かくてチベットはイギリスの帝国主義侵略の危機下に入るが、中国の宗主権は承認されていた。ダライ13世は北京からの離脱を考えインドに逃亡した。この時期、中国に辛亥革命が起こり清朝政府が倒れると、チベットには中国官吏が1人もいなくなった。ラサに戻った13世は一方的に「独立」を宣言したが、イギリスはチベットとロシアのリンケージをおそれ袁世凱総統の「チベットは中国領土の一部」との通告を承認した。かくて1913年のシムラ会議は中国の調印拒否にもかかわらず、イギリスはマクマホンラインをチベットに押しつけて事実上の宗主権を握り、9万平方マイルがインドに編入された。実はマクマホンラインの原案と署名された条文との間に改竄があった事実を著者は報告している。

第4章。第1次大戦後、イギリスによりチベットの軍事化がすすめられ、一方ダライ13世の死後チベット東部のカム地方（現四川省西部）の封建貴族らが「カム独立」を唱えて蜂起する。ラサ上層部はダライ14世を擁立し、幼少の14世の下ではラテン摂政派とタクタ活仏との権力争いが激化した。後年のアメリカ戦略情報局（CIAの前身）の報告ではカムの蜂起の背後にイギリスの支援があったとされている。さらに1942年、チベット政府は外交局を設置し、中国離れを試み、47年、ニューデリーで開催されたアジア連帯会議には一国家として出席し、チベット国旗も掲げたが、中国代表の抗議で国旗は降ろされた。チベットは1949年もおアメリカ国務長官アチソンに助けを求める一方で、毛沢東にチベットに越境しないよう書簡を送っている。イギリス在ラサ雇員ハイナリッヒ・ハラーにつづき、在印チベット人とアメリカとの連絡員であったジョージ・パターソンが1951年インドに引きあげると、チベットの「孤立」は終わる。

第5章。世界の中の“隠遁者”でいられなくなったチベットとの第2次大戦時期中の重要な関係者としてのアメリカ、イギリス領インド、中国のうち、特にアメリカの対チベット情報活動を探っている。1942年援蔣ルートを断たれたアメリカはインドから雲南省に向け援助物資を空輸していたが、ある時飛行機がチベット中央部近くに不時着した。これを契機にアメリカ戦略情報局は赴藏団を送り、ダライに武器を贈り、チベット側は無線発信機の提供を求めるなどの交流が始まった。チベットの将来的戦略的意義の重要性を唱えアメリカ戦略情報局は軍用物資の空輸を主張したが、国務省は懐疑的であった。

しかし1946年、大戦後の冷戦に備え、アメリカからカリンポンのチベット代表に送信機が送られたが、国務省は対外政策の調整と新世界秩序に対応して、一貫してチベット外交局を中国外交部の一部とみなし、独立国家の代表とみてはいなかった。また1947年チベット商務代表団がインド、アメリカ、イギリス、中国訪問に出発したが、中国は本団を私人的性格のものとし、アメリカ側も私営商人代表とみなす旨中国に通知した。いわゆるパスポート事件である。著者はアメリカ国務省が「チベット独立」への政策を変更したものとしている。さらに1950年朝鮮戦争の勃発で、中国が抗米援朝の姿勢を明らかにしたことに対抗してアメリカはチベット支援によって中国共産主義を撃滅しようとした。しかしその一方では、依然としてチベットは中国領土の一部との政策は変更しなかった。

第6章。北京からラサに送ったゲダ活仏が殺され、チベットの平和解放についての回答のないことで北京は1950年10月チベット進軍命令を発し、11月まず東チベットを解放したが、この件について米英印諸国は動かず、チベットは国連に提訴したが安保理事国は無視した。1951年5月中国とチベット側は17条の平和協定に調印したが、この時ダライ14世はインド国境に近い亜東に逃亡していた。17条協定の調印をめぐるチベット側は、中国の作った印鑑を用いて捺印したので無効である、といっているが、著者はこのような申し立ては「思いつき」であり、1959年以後になって現われてきた言い方だといっている。ただ、1955年自治区準備委員会が成立し、古い行政組織や経済構造の改革が始まったが、ゆるい速度の改革が旧貴族勢力を残存させ、一方中国側のイニシアチブの状況が「大漢民族主義」と「地方民族主義」の対立を残すことになったのだった。

第7章。1959年3月10日のダライの軍区演芸会見物は、中国側がダライ拉致を目論んだ計画であるとの噂がとんで、チベット大衆のデモが発生した。このなかで「中国人を追い出せ」「チベット独立」が叫ばれた。これ以前カムではゲリラ組織チュシガントク（四水六山）が武装反乱を起こしラサに潜入して暴動を起こしていた。この中ダライは側近の反中国勢力とともにインド北部に逃亡した。著者はこの大事件について、その後の20年間、欧米のジャーナリストや学者らによって誤った話が流布されたと断定する。さらにダライは事件の1カ月前に演芸見物にいくと決めていた事実をダライ自身が1981年になって認めていること、また59年3月2日の『ステーツマン』紙上で、カンバ（カム地方の人）たちがラサ周辺

の道路を封鎖して中国支配に反抗し、(反中国勢力の行動により) ダライは欲せずしてラサを離れるだろうと予想した記事が無署名で掲載されていることを明らかにしている。亡命チベット人らはチベットの人権擁護を国連に提訴したが、アメリカはチベットは中国主権の下にあるとの態度を崩さず、インド政府もダライの政府がインド国内で機能することはありえないとした。しかし1959年3月の事件の発生後同年7月に発表された「チベットは1912年から50年まで独立国家だった」と述べている法律調査委員会(LIC)について著者が調査した結果、本委員会は国際法律家委員会(ICJ)が設立した組織で、ICJは自由法律家調査委員会(ICFJ)から組織されたものであった。このICFJは1949年CIAと西ドイツ情報局のために東ドイツで反共プロパガンダを行なう目的で組織されたもので、52年ICJに改組され、CIA資金で58年から64年まで活動していたことが明らかになった。

第8章。1950年代初、ダライの兄ギャロドントプとCIAの間で「チベット独立」戦への援助について協議された。CIAはカンパを国外で訓練する一方、チベットへの武器の空中投下を続けていた。台湾国民党政府もダライを援助し、中国全土での反共暴動を望んでいた。カンパゲリラ訓練班約170人は台湾、サイパン、コロラドで訓練され、飛行機での武器、人員のチベット地区への空中投下は1958年から始まった。しかし1960年秘密飛行中のアメリカ空軍機U-2が墜落したため、アイゼンハワー大統領が中止命令を出し、地上活動に変更されたが、高射砲の空中投下は続いていた。ワシントンはこの活動について中国に知られなくなかったし、ゲリラ活動の根拠地をかかえたインド政府は終始内政不干涉主義を標榜していた。キューバ進攻、ベトナム戦争を抱え、アメリカの対中国政策の改善の必要から、1972年、ニクソンは訪中を前に、チベット独立運動派への援助の停止を命じた。1973年にはカンパゲリラの活動が中国ネパール友好関係の障害になると中ネ間で確認され、ネパール国内にひそむカンパは一斉に逮捕された。著者は、アメリカの空からの介入はチベットを分離させる契機を作らなかったし、ダライの勝利の帰国は失敗に終わった、という。

第9章。中国によるチベット内部の改革は1959年6月早くも着手された。三反二減(反暴動、反賦役、反奴隸制、地代、利子の軽減)と荘園の土地家畜農具の没収の2つの方策が農牧区に行なわれ、寺院では封建的特権の廃止が進められ、1960年までに改革は完了した。次のステップである社会主義改革は計画のままとなった。そこ

へ文化大革命がチベットにおよんで混乱状態となり、そのなかでチベット人幹部・学生と漢族との間の摩擦が拡大してしまう。文革の終熄後、1970年代に入り「4つの近代化」が提唱され北京が特別にチベットの修復に力をいれる政策を発表してからも痛みは残ってしまった。著者は中国が国連に加盟したことはチベットにとって、ワシントンの対中国反乱への介入の終わりを意味した、と述べている。

第10章。1959年以後インド、ネパール等に流出した亡命チベット人の生活と外国の援助の実情を紹介する。亡命政府が1963年に発布した憲法の前文と条文について幾つかの疑問を提出し、70年代から亡命者内部に不一致が生じ始めていることも紹介している。

第11章。北京からの対チベット援助政策の進行状況を紹介します。北京とダライ亡命政府との話し合いの開始をめぐり、ダライが第1次訪中団を派遣したのを、亡命政府は知らされていなかったという事態を述べ、北京との関係改善を阻止する内部要因を示唆している。

付録Aはチベットの人口構成について19世紀末から1970年代までの西側、中国側、チベット側の資料を提出し、北京の調査数とCIAの調査数がほぼ近いことを示している。

付録Bはいわゆる「チベット独立」問題をめぐり、亡命政府と北京の18項目にわたる見解を並列し、その他第三者の見方と人民共和国成立以前と以後の中国とチベットの関係に関する意見の推移を簡潔にまとめてある。

結論部分で著者は、中国共産党の勝利と国際政治の危機によって中国が孤立したため、北京とチベットの和解のチャンスが失われたことは「取り返しのつかない損失」だったが、中国が国際社会に参加した現在、北京とラサは「連関」を再検討できるし、チベットの安全と対外関係を北京はコントロールしうらうとみている。

II

本書の中で著者はチベットを世界の中におき、古代以来の長い孤立から、近代にいたりもはや孤立は持続できず、ついに東西冷戦対立の一部分に組みこまれるにいたった過程を描いている。この過程で浮かんで消える「チベットは古来独立国だった」かあるいは「チベットは古来中国領土の一部分」であるかという現在もひきつづいている難問に著者は挑戦する。これが本書の第1の貢献である。著者は結局チベットが古来独立国家ではなかったと結論づけたものの、なお中国の一部分でもなか

ったという灰色の表現を使っている。しかし本書の出版後、著者はチベットは中国領土の一部であり、いかなる国家もチベットを独立国と認めていないと明言している(注2)。このようにチベットの歴史的地位をめぐる学問的論争が成立する欧米の状況は私にとって羨ましい。なぜなら日本では理性的論議以前の「中国はチベットを侵略した」、「中国は宗教を弾圧している」という類いの表現があまりにも多いからである。

著者の第2の貢献は、現代におけるアメリカとチベットの関係を明確にしたことである。著者は、アメリカ国防総省、前戦略情報局、中央情報局図書館、国立公文書館、イギリス公文書館、イギリス・インド事務局図書館で多数の資料収集を行ない、ダライラマや元 CIA 員との面接も行った。著者はまた西側ジャーナリストの「チベット人大虐殺」という類いの「作文」に厳しい批判的態度で臨み、事実を明らかにする努力を行なっている。こうしてチベットを単に国際関係のダイナミックスのなかにおいて論ずるだけでなく、細部の歴史的事実の構成にも注意を払っている。本書によって私自身これまで漠然と認識していた CIA の介入(注3)をはじめ、多くの内情を知ることができた。

最後に原文中の誤りに若干訂正を加えたい。「チベット人 Bod, P'oyul—snow land」は誤りで、チベット人は Bod pa, P'oyul はチベット地域である。ダライラマ

は「賢い人」ではなくモンゴル語の大海の意。mi ser は「黄色い人」でなく庶民の意。「Reting」活仏はラテン(原綴は Rwa-sgreng), 「Pang datshang」はボンダザン(原綴 spom-mdv-tshang)である等、チベット語のローマ字表記が発音や綴字とはなれている例が多い。

(注1) 著者は法主施主関係にあったとするが、元朝はチベットに対し政治的主権を確立しており、管理事務機構として宣政院、宣慰使司都元帥府を置いていたので、単なる法主施主関係とはいえない。またこの章にシャカパの『チベット政治史』が多く引用されているが、本書には不正確な記述が多くあることも注意しておきたい。近年元明清時代のチベットに関する漢籍史料が続々と刊行された。『宋代吐蕃史料集』『明実録藏族史料』『清実録藏族史料』『理藩院部則例』など基本文献が使用されるべきであろう。

(注2) 著者は1988年北京の中国チベット学研究中心を訪問し、チベットは中国領土の一部であるとの認識を表明した。

(注3) 拙稿「ラサ暴動とその国際的波紋」(『中国研究所月報』第481号 1988年3月)の中で CIA の活動を示唆した。

(アジア経済研究所図書資料部主幹)